

# 坂本茂雄 県政かわら版

2017年  
新緑号  
NO. 54

<坂本茂雄県議会だより>  
■高知市丸ノ内1-2-20  
県議会 県民の会  
TEL 088-823-9936

2月定例会

## 知事は成果にこだわり過ぎず県民参加のプロセス重視で 県産木材供給・利用促進条例制定 県内森林・林業振興も

県議会2月定例会は、2月21日から3月17日の会期で開

会され、5つの基本政策（経済の活性化・日本一の健康長  
寿県づくり・教育の充実・南海トラフ地震対策・インフラ  
の充実と有効活用について）と5つの基本政策に横断的に  
関わる政策（中山間対策・少子化対策と女性の活躍の場の  
拡大・文化芸術とスポーツの振興について）を推進するた  
めの経費などを中心に、2017年度一般会計当初予算案  
4591億8100万円など執行部提出の63議案を全会一  
致、または賛成多数で可決しました。

新年度には、新たな管理型最終処分場の整備や県立牧野  
植物園の磨き上げ、公文書館の整備などにも着手されるこ

ととなります。

また、県産材の経済的価値の向上や森林の次世代への継  
承などを基本理念とする政策条例として、県内林産業の持  
続的な発展に向け、県が整備する建築物を「原則木造」と  
し、積極的に県産材の供給や利用する努力規定を設けた議  
員提出の「県産木材供給・利用促進条例」議案を全会一致  
で可決しました。

さらに、議員提出議案では、本県の経済・財政状況を考  
慮し、今年度も議員報酬などを引き続き月額3万〜1万円  
減額する特例条例議案も全会一致で可決しました。

### 意見書案

### 共謀罪創設反対

### PKO自衛隊派遣の撤回

### 自公会派等の反対で否決



本会議で質問を行う坂本議員

意見書議案では、国に対し、カツオ  
資源の漁獲量規制など「カツオ資源の  
実効ある管理措置の強化に関する意見  
書」をはじめ「指定給水装置工事業  
者制度に更新制の導入等を求める意見  
書」、「無料公衆無線LAN(WiFi  
i)環境の整備促進を求める意見書」、  
「二ホンウナギ資源の適切な管理と持  
続的な利用に関する意見書」など4件  
は全会一致で可決しました。

一方、共謀罪の構成要件を変えた組  
織犯罪処罰法改正案の成立に反対する  
「共謀罪の創設に反対する意見書案」  
と、南スーダンPKOに派遣されてい  
る自衛隊を、安倍首相が示した5月末  
ではなく、直ちに撤収するべきとした

「南スーダンPKOに派遣されている  
自衛隊の撤退を求める意見書案」でも、  
賛成は残念ながら共産党と県民の会に  
とどまり少数否決となりました。

### 坂本議員は総務委員会に所属

今年度、坂本議員は総務委員会  
の所属となりました。

県民の会所属議員の常任委員会  
は次のとおりです。

#### ■総務委員会

坂本茂雄、前田強

#### ■危機管理文化厚生委員会

上田周五、石井孝

#### ■商工農林水産委員会

中内桂郎、大野辰哉

#### ■産業振興土木委員会

高橋徹、橋本敏男

#### ■議会運営委員会

橋本敏男（副委員長）

石井孝

**一般質問（一問一答方式）**

一般質問には、一括質問方式と一問一答方式によるものがありますが、今回の坂本議員の質問は、一問一答方式によって行われました。

会派の持ち時間を分配して行う中で、最も多くの時間を頂きましたが、答弁時間も合わせて40分間であり、自民党改憲草案にある緊急事態条項に関する質問は、その多くが時間足らずのため省略となりましたので、最後に質問項目だけ付記しておきます。

その他の質問でも、再質問で追及させて頂いた県立高校への防災関連科の創設について、前向きな答弁を引き出せなかったことに対して、坂本議員は、次のようにホームページで指摘しています。

「知事及び教育長の答弁は、兵庫や宮城で災害リスクと向き合い、生きるということ、命を守るということを学んでいる生徒たちに対して、防災教育と向き合う本県のトップリーダーの姿勢としては首を傾げてしまう。防災関連の科では、一般教養を身につけられないのか、いつになったら段階に至るといいのか。早ければ早いほど、災害と向き合い、命を守り、助け合うことを我が事として身につける人財が社会に地域に育つことが、多くの県民にその意識が拡がっていくのではないかと考えられないものか」

# 南海トラフ地震に備える人づくりと バリアフリーツリーリズムの加速化を

## 地域防災と防災教育の連携強化を

【坂本議員】地域の防災訓練への児童の参加を促すことと、学校での訓練に地域の方の参加を促す工夫とシステム化を図ることが求められており、今以上に具体化することについて聞く。

【教育長】各学校に対して、参観日などの機会を捉えた防災に関する講演会や避難訓練の実施、児童生徒の地域での防災訓練の参加など、日ごろから保護者や地域との連携に努めるよう指導している。学校が実施する防災参観日



地域と小学校が連携して取り組んだ避難所生活体験の様子

や防災キャンプに保護者や地域の方々が参加したり、地域の避難訓練に児童生徒と保護者、教職員が参加することも増えてきた。このような学校、家庭、地域が連携した取り組みを周知し、進めていくことが20代から40代の方々も含め、より多くの地域の方々に参加を促すことにつながるものと考えている。

【坂本議員】これまで以上に、地域と学校の連携が当たり前のようになれるシステム化を図る決意について聞く。

【教育長】指導もしているし、地域と連携をするための事業も構えているので、それを活用して頂くなど、取り組みを周知していく。

## 県立高校への防災関連科の創設を

【坂本議員】近い将来に向けて、必ず向き合わなければならない本県にこそ、防災関連科の県立高校への創設が求められている。

本県では、全国に先駆けて、被災する前に、災害リスク、被災地、被災者に学び、失う命を少なくしていくための学びの場として、県立高校に防災関連の科の創設が求められていると考えが聞く。

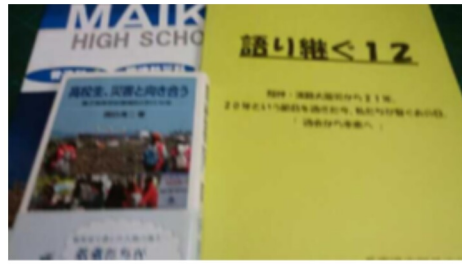
【教育長】特定の学校にそういった科を置く方法よりも、幅広い生徒が防災に関心を持ち、その中から防災に関する専門家やリーダー的な人材が生まれるような、そういった取り組みを行っていきたい。

また、その中から防災に関する専門的な知識ノウハウについて、高校卒業の次の段階で学び、地域で核となる人材が育つことを期待している。

【知事】高校の段階では、しっかりと一般教養を身につけさせる方向で行き、その上で一定の段階で専門教育として、防災教育を施していくというのが、望ましいのではないかとと思われる。

そういう中で、防災関連のみという形に絞るのは、やや絞り過ぎではないかと考える。高校の段階で防災関連科を創設することは、1つの見識ではあるが、高知の現状からいけば、まだそういう段階には至っていないのではないかとと思う。

【坂本議員】2013年10月には、県議会として南海地震対策再検討特別委員会から、最終報告で、高等学校における防災科の設置を検討する必要があると申し入れてあるので、そのことも含めて、今後ご検討いただきたい。



(↑) 舞子高校に関する著書や環境防災科の生徒の記録集など  
 (→) いざという時、被災地へのボランティア支援に向かうための装備が保管されている

## 津波避難対策等加速化 臨時交付金の継続を

【坂本議員】今後も、地域における津波避難対策の実効性の確保の取り組みを進めることで、新たな避難路の確保や避難場所の必要性が生じることも想定されるだけに、緊急防災・減災事業債の市町村負担分に充てる津波避難対策等加速化臨時交付金の措置を継続する考えはないか聞く。

策等加速化臨時交付金の措置を継続する考えはないか聞く。

【危機管理部長】津波避難空間の整備は市町村においておおむね完成し、交付金の目的は達成されたことから、この制度をそのまま継続することは現段階では考えていない。

現地点検の結果、新たな避難路、避難場所の整備が必要となる場合は、南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、財政上の特例措置や緊急防災・減災事業債といった有利な国の制度を活用していただきたい。

これから、津波避難計画の検証をするので、新たな問題が出てきたら、それにどう支援していくか、具体的にどういう対策をしなければいけないかを見きわめて考えるべき。

## 長期浸水対策と広域避難の検討について

【坂本議員】避難所の確保と運営体制の充実の課題として、広域避難の検討があるが、平成25年に始まったこの取り組みのスピード感に若干の疑問を感じている。広域避難が必要と感じている地域住民が、いつまでも不安を抱えず過ごすことができる取り組みの加速化について聞く。

【危機管理部長】避難所の確保に力を入れてきた結果、収容人数は当初約18万人から平成27年度の時点で約21万人

分にまで拡大し、不足分は約7万人から4万人まで減少。今年度末には全ての市町村において、応急機能配置計画が策定されるので、改めて避難所として活用できる施設の整理ができる。

来年度は、高幡圏域をモデルとして、受け入れ避難所の選定、避難者の移送手段のマニュアル化、避難所の運営方法など、広域避難に関する具体的な検討を進めていく。

安芸、中央、幡多の3圏域においては、平成30年度には高幡圏域と同様に具体的な検討に入れるよう、来年度中に受け入れ避難所の洗い出しや避難者の移送手段の確保などについて検討するとといったスケジュールで取り組む。

【坂本議員】広域避難に備えて、地域間交流を行う地域や集落、自治体間の取り組みについて、支援する仕組みを構築することができないのか聞く。

【危機管理部長】それぞれの圏域内で避難が完結できるように進めている。

今後、検討が進み、仮に圏域内での地域の方が他の市町村のどの避難所に行くのかが市町村間で決まれば、地域間交流の取り組みを県として応援していきたい。

## バリアフリーツアーセンター の設置について

【坂本議員】バリアフリーツアーへの取り組みの本気度を問う意味でも、問

い合わせや観光施設、宿泊施設のバリアフリー化への助言などができる機能を持ったバリアフリーツアーセンターを、高知にこそ設置すべきではないか聞く。

【観光振興部長】来年度、県版のバリアフリー評価ツールを作成して、事業者の自己点検を促すことで、バリアフリーツアリスムへの理解を深めたい。あわせて、この自己点検を通じて、センターの活用に必要な各施設のバリア情報、バリアフリー情報の収集や蓄積の準備にもつなげたい。

バリアフリーツアーセンターの開設、機能の付加については、膨大な情報収集が必要となるので、段階的に進めていきたい。

【坂本議員】公的施設の基本設計、詳細設計、工事段階で意見反映ができる組織として、障害種別ごとの当事者の代表も構成者とする「バリアフリー・モニター会議」を機能化し、再開すべきと考えるが聞く。

【地域福祉部長】公的施設の建築の際に、障害のある人、当事者の皆さんからご意見を聞く手法として、バリアフリー・モニター会議の再開がいいのか、その建物を所管するところが主体的に当事者の方に集まっていただき、お話を聞かせいただく方法がいいのか、常時アドバイザー的に名簿をつくり、それぞれの建物を所管するところが助言をいただく方法がいいのかなどシス

テム化し、機能的な形で動かすことも含めて検討していきたい。



バリアフリーツアーセンターに学んだ資料

## 宿泊施設や移動サービスのバリアフリー化の拡充について

【坂本議員】パラリンピック選手団チームの事前合宿の誘致を契機に、宿泊施設や移動サービスのバリアフリー化の拡充を図るべきだと考えるが聞く。

【知事】宿泊施設や移動サービスのバリアフリー化は、確かに急がれる課題だと思う。

ハード整備していくための財源の確保のための努力とともに、ソフトの情報もしっかり収集し、蓄積していく。それにより、宿泊施設として移動サービスのバリアフリー化、使っていたらどのような仕組みづくりを進めていきたい。

## 自民党改憲草案にある緊急事態条項について

【坂本議員】自民党改憲草案98条1項に「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震などによる大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」とある。

緊急事態要件を憲法に限定的に定めず、法律で定めようとしていることこそ、緊急事態の適用を容易に拡大し、不当な目的での行使を可能とする危険性があると思うがどうか。

【知事】自民党の改憲草案について、賛成部分もあるし、こういう点を改善したらいいのではないかと思う点もある。

緊急事態条項について、緊急事態に備えるしつかりとした法制があることは極めて大事だが、それは明確に立憲主義のもとになればならないと思う。どういふものが緊急事態かということとは、できる限り限定列挙すべきだと思うている。

## 動物愛護教室について

【坂本議員】動物愛護教室の見学を来年度は実行する決意があるか。

【知事】今年度、どうしても見学できなくて申しわけなかったが、来年度は必ず見学させていきたい。

昨年4月14日、そして約28時間後の16日と連続して、熊本県熊本地方を震源とするM6.5及び7.3の地震が発生し、熊本県益城町を中心に震度7の揺れに見舞われた熊本・大分大地震から1年が立ちました。

一連の地震による死者は225人（震災関連死170人を含む）、負傷者2727人にのぼり、住宅被害は、全壊した住宅8424棟を含む19万棟超にのぼりました。

一年経っても避難生活を仮設住宅で送る被災者が4.7万人にのぼる中、これまでの震災の教訓が生かされず繰り返しているような孤独死の課題なども明らかになっています。

発災当時、菅官房長官は、憲法への緊急事態条項創設に言及し、その発言に便乗した改憲論者は「災害便乗型改憲」論を展開しました。

知事が、2年前の衆議院憲法審査会高知地方公聴会において、緊急事態条項の規定の検討を求める意見陳述されて以降、坂本議員は災害をタシにした改憲議論にくみするのではなく、本来災害対策として事前に備えることを求め続けてきました。

緊急事態条項とは、戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対処できない

## 緊急事態条項は憲法に必要ない

い非常事態において、国家権力が、国家の存立を維持するために、人権の保障と権力分立という立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとるものであり、平時と異なる行政権への権力の集中及び人権の強度の制約を容認するものです。

坂本議員は、この2年間質問のたびに、自民党の改憲草案に盛り込まれている緊急事態条項の問題点を質し続けてきました。

この問題に詳しく、著書も多い日本弁護士連合会災害復興支援委員会前委員長の永井幸寿弁護士は「災害には泥縄条項、立憲主義には独裁条項」であると批判し続けておられます。

ここには、予定していた質問のうち、時間不足で省略した通告質問項目を掲載しておきます。

■緊急事態宣言の期間に制限が設けられていないことについて

■国会開会中でも、内閣が国会の法律にかわる政令を制定できることについて

■第99条2項の「事後に国会の承認を得なければならない」ことと承認が得られない場合について

■基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならないことについて